

【2024年11月6日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／定例第170号 ■

=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「労働契約等解説セミナー2024」を開催中
2. 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です  
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施
4. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集 11月からオンラインと会場で全49回開催
5. 「高齢者活躍企業コンテスト」の応募を受け付け中
6. 今年の10月から教育訓練給付を拡充しています
7. 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」を実施(オンデマンド無料)
8. 不妊治療と仕事との両立のために働く方へ「両立支援ガイドブック」を作成しました
9. 「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中  
第3回:11月23日(祝)、第4回:12月18日(水)に開催します
10. 11月21日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中  
第6回のテーマは「DX時代のワークスタイルを考える」
11. 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
12. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催  
11月、12月セミナー参加者を募集中です
13. 「改正育児・介護休業法」の省令・指針を公布、公示しました  
令和7年4月、10月と段階的に施行されます

14. 人事担当者・キャリアコンサルタントの皆さまへ  
「ポータブルスキル見える化ツール」を提供しています
15. 「グッドキャリア企業アワード 2024」シンポジウムを開催します
16. 国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？  
行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」
17. 建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています  
「働き方改革」について、PR 動画やポータルサイトで情報発信中【再掲】
18. 今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」  
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます【再掲】

---

## 【トピック1】「労働契約等解説セミナー2024」を開催中

---

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

厚生労働省は、「労働契約等解説セミナー2024」を開催しています。

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

なお、セミナーの形式は、下記のオンラインセミナーと個別セミナーの2種類となります。【事前申し込み制・参加無料】

### 1. 誰でも参加できるオンラインセミナー

<開催概要>

- ・開催日:11月13日(水)、11月18日(月)、12月4日(水)、12月13日(金)
- ・開催時間:セミナー13:00~15:10(休憩10分)、個別相談会15:20~16:20

### 2. 個別セミナー開催のご相談

オンラインセミナーとは別に、ご要望に応じて個別セミナーを実施することも可能です。お近くの会場まで講師を派遣する会場形式、または、オンライン形式、ハイブリッド形式に対応しています。

<開催概要>

お申し込みいただいた後、運営事務局から開催日時等をご連絡します。

・開催期間:2024年9月~2025年2月

労働契約や関連する制度に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

【詳細はこちら】

労働契約等解説セミナー2024

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2024」運営事務局

株式会社読売エージェンシー(委託先)

TEL: 03-5226-9919(受付時間:平日 10時~17時)

---

【トピック2】11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

---

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」の総称で、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃」を、年間を通じた主要課題として位置付け、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、全国で集中的な活動を展開します。

各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主に制度の概要の説明や自主的な手続を促しています。なお、説明しても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を実施しています。

また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種への一掃対策を強化するなど、全国で集中的な活動を実施しています。

#### 【労働保険特設サイト】

守る責任。加入する義務。労働保険特設ウェブサイト

労働保険の成立手続の流れなどが確認できます

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html)

#### 【労働保険の手続状況確認】

労働保険適用事業場検索

[https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916\\_1a.htm](https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm)

#### 【労働保険事務組合制度とは】

労働保険事務組合制度

中小事業主の皆さまには、労働保険の各種手続や労働保険料の納付に関する事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html)

---

【トピック3】11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

---

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが望まれます。

なお、「過労死等」とは、以下に当てはまる場合をいいます。

・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡

- ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

#### ■過労死等防止対策推進シンポジウムを全国で開催

過労死等をなくすために、民間団体と連携して、11月を中心に47都道府県48会場(東京は2会場)でシンポジウムを開催します。

このシンポジウムでは、講師に登壇いただき、働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

また、インターネット会場も設置し、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画を配信します。

#### 【過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

シンポジウムの詳細、お申し込み、インターネット会場へのアクセスはこちらのサイトから。

#### 【お問い合わせ】

株式会社プロセスユニーク(委託先)

TEL: 0570-080-082 ※受付時間 9:00~17:30(月~金)

#### ■過重労働解消キャンペーン

「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働相談受付集中週間などの取り組みを行います。

11月1日(金)~7日(木)(日・月を除く)を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。下記相談窓口でも労働相談を受け付けているので、労働条件でお悩み等がありましたらお問い合わせください。

#### 【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署(平日8:30~17:15)】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

#### 【労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)】

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

TEL: 0120-811-610(はい! 労働)

相談対応時間:月~金 17:00~22:00、土・日・祝日 9:00~21:00

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

【過重労働解消キャンペーン特設サイト】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

【過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等について】  
過労死等防止に関する特設サイト(11月に令和6年版を公開予定)

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html)

---

【トピック4】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集  
11月からオンラインと会場で全49回開催

---

働き過ぎは、企業の生産性低下や人材不足のリスクを引き起こします。  
無料セミナーで、労務管理改善に役立つ知識とノウハウを学びませんか？

過重労働解消のためのセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を社会保険労務士などの専門家が無料で解説します。

全国22か所の現地開催とオンライン開催(Zoom)の2通りから、ご都合に応じて選択できます。

また、特別企画として「業務改善効率化セミナー」を東京・大阪の会場で現地開催し、過重労働解消のためにDXを含めた業務効率化に取り組むに当たってのポイントなどを分かりやすく説明します。

過重労働解消のためのセミナーと業務改善効率化セミナーは、経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加できます。特設ウェブサイトにてお申し込みいただけますので、皆さまのご参加をお待ちしています。

【過重労働解消のためのセミナー】

開催期間:2024年11月~2025年1月まで  
開催時間:現地開催 14:00~16:30(約150分)  
オンライン 10:00~、14:00~を選択(約100分)  
開催場所:現地開催全国22か所、オンライン開催25回

【業務効率化セミナー】

開催日時等:大阪 2024年11月29日(金)14時~16時30分 新大阪丸ビル別館  
東京 2024年12月11日(水)14時~16時30分 AP虎ノ門

【セミナー詳細・お申し込みはこちら】

過重労働解消のためのセミナー特設ウェブサイト  
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「令和6年度就業環境整備・改善支援事業」事務局  
(委託先:株式会社タスクール Plus)  
TEL:050-5810-1032(平日 9:00~17:00)

---

【トピック5】「高年齢者活躍企業コンテスト」の応募を受け付け中

---

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、令和7年度「高年齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての理解の促進と、高年齢者がいきいきと働くことができるようにするための創意工夫やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。

現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。優秀な事例は、来年の10月に都内で行う表彰式で表彰する予定です。  
皆さまのご応募をお待ちしています。

【応募締切】

2025年2月28日(金)

【応募方法・問い合わせ先など詳細はこちら】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>

【過去の受賞企業事例はこちら】

高齢者活躍企業事例サイト

<https://www.elder.jeed.go.jp/contest/index.html>

---

【トピック6】今年10月から教育訓練給付を拡充しています

---

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大80%~20%)が支給されるものです。

10月1日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上がりました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座もありますので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練給付をぜひご活用ください。

【詳細はこちら】

令和6年10月から教育訓練給付金を拡充します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00042.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html)

---

【トピック7】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」を実施(オンデマンド無料)

---

厚生労働省では、男女労働者が不妊治療をしながら働き続けることができるよう、企業に取り組みをお願いしています。不妊治療は労働者個々人の状況により、治療内容、治療期間はさまざまで、相談体制、制度の整備等企業の支援が欠かせません。

企業の取り組みを支援するため、事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ、産婦人科医等の皆さんを対象に、産婦人科医、社会保険労務士、企業、労働者からの講義を内容とした研修会を実施します。お申し込みいただいた方は期間中いつでも受講できます。ぜひ、受講をご検討ください。

#### 【主な内容】

- ・制度等を中心に  
不妊治療の内容、取り組みのステップ、両立のための各種制度等
- ・事例等を中心に  
企業の取り組み事例、体験談等

#### 【お申し込み】

<https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

#### 【お問い合わせ】

不妊治療と仕事との両立に関する研修会事務局  
(委託先:有限責任監査法人トーマツ)  
Mail: [info\\_otoiwase@tohmatsumatsu.co.jp](mailto:info_otoiwase@tohmatsumatsu.co.jp)

---

【トピック8】不妊治療と仕事との両立のために 働く方への「両立支援ガイドブック」を作成しました

---

厚生労働省では、会社で働く方が、不妊治療をしながら働き続けることができるよう、各種情報を提供する「両立支援ガイドブック」を作成しました。

厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

#### 【主な内容】

- ・企業、体験者の声
- ・導入制度

・両立のためのお役立ち情報

【ダウンロード】

「不妊治療と仕事との両立のために」内「両立支援ガイドブック」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

---

【トピック9】「ろうきょうオンラインセミナー」の参加者募集中  
第3回:11月23日(祝)、第4回:12月18日(水)に開催します

---

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、多様な事業分野で労働者協同組合を活用した新しい働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場所としても活用されています。

厚生労働省は、労働者協同組合の魅力と可能性を皆さまに知っていただくために、今年度に6回のオンラインセミナーを開催します。現在、第3回セミナーと第4回セミナーの参加者を募集中です。セミナーでは、労働者協同組合の設立や運営の実務を、初めての方にも分かりやすく事例を交えてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できますので、ぜひお申し込みください。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催概要】

【第3回】 11月23日(祝)14:00~16:00

・解説「労働者協同組合の労務管理(労働契約・就業規則等のポイント)」

・事例紹介

労働者協同組合ケアワーカーズわたすげ(北海道釧路市)

労働者協同組合まどり(北海道札幌市)

・参加者からの質問・相談

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい!労働者協同組合法」第3回ろうきょうオンラインセミナー

[https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar\\_202403](https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202403)

※申し込み締め切り:11月 21日(木)

[第4回] 12月18日(水)14:00~16:00

■第1部 ※第1部のみの参加も可能です。

・解説「労働者協同組合の設立手順・法人格取得の流れ」

・事例紹介

労働者協同組合こども編集部(兵庫県神戸市)

労働者協同組合うつわ(大阪府大阪市)

■第2部 質問・相談会

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第4回ろうきょうオンラインセミナー

[https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar\\_202404](https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202404)

※申し込み締め切り:12月 15日(日)

-----  
【トピック10】11月 21日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中  
第6回のテーマは「DX時代のワークスタイルを考える」  
-----

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、既に多くの企業が体感した感染症拡大防止への対策などに加え、デジタル化の促進、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークは多くのメリットがあります。

第6回のテーマは「DX時代のワークスタイルを考える」です。

DX(デジタルトランスフォーメーション)による、ビジネスモデルや業務プロセスの変革は、新たな価値を生み出し、働き方やワークスタイルを大きく変えるものです。特にDX時代におけ

るワークスタイルでは、クラウド技術やコミュニケーションツールの発展により、オフィスに縛られずに仕事ができるリモートワーク環境が整っています。

しかしながら DX を推進するための人材戦略は企業の大きな課題となっています。このセミナーでは DX 戦略を進めるための課題解決に向けて取り組んだ企業様の体験談や事例の紹介に加え、労務管理の重要性とICTツールの上手な活用について解説します。また、育児介護休業法の改正への対応なども併せて解説します。

【事前申し込み制・参加無料】

【セミナー内容】

- ・テレワーク導入企業の体験談(株式会社ワークスアプリケーションズ様)
- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)
- ・ICT面の留意点(導入方法やセキュリティ)
- ・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

DX 推進の人材確保や育成に課題を抱える企業・団体の事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

開催日時:11月21日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50~

【申し込み方法など詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞(テレワークセミナーのご案内)

<https://kagayakutelework.jp/seminar/2024/1121.html>

---

【トピック11】11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

---

厚生労働省、中小企業庁および公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発に取り組んでいます。

大企業・親事業者による長時間労働の削減などの取り組みが、下請等中小事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

---

【トピック12】「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」オンラインで開催  
11月、12月セミナー参加者募集中

---

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」(厚生労働省委託事業)では、育児・介護休業法をはじめ、関連する法改正のポイント、男性育休や仕事と介護の両立事例などを交え、育休復帰支援プラン・介護支援プランの活用方法をご紹介しますセミナーを随時開催しています。(事前申込制・参加無料)

事業主や人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【オンライン開催日程 お申し込み】(Zoom ウェビナー)

・仕事と育児の両立支援セミナー

11月20日(水)14:00~15:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241120a](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241120a)

12月2日(月)14:00~15:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241202](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241202)

12月5日(木)14:00~15:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241205](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241205)

12月11日(水)15:00~16:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241211](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241211)

12月13日(金)11:00~12:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241213a](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241213a)

・仕事と介護の両立支援セミナー

11月19日(火)14:00~15:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241119](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241119)

【会場日程 お申し込み】

横浜市共催 仕事と育児・介護の両立支援<伴走型>セミナー

11月15日(金)13:30~17:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241115](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241115)

・大阪キャリア形成・リスキリング支援センター共催

仕事と育児・介護の両立支援<伴走型>セミナー

11月20日(水)14:00~16:40

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241120](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241120)

・福岡市リスキル共催 仕事と育児の両立支援<個別支援付>セミナー

11月21日(木)13:00~16:50

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241121](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241121)

・秋田働き方改革推進支援センター共催

仕事と育児の両立支援<個別支援付>セミナー

11月26日(火)13:30~16:10

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241126](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241126)

・仙台市共催 仕事と育児・介護の両立支援<伴走型>セミナー

12月6日(金)13:30~17:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241206](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241206)

・島田市共催 仕事と育児・介護の両立支援<伴走型>セミナー

12月13日(金)13:00~17:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241213](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241213)

・四日市リスキル共催 仕事と育児の両立支援＜伴走型＞セミナー

12月17日(火)13:00～16:00

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241217](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241217)

・安城市、リスキル共催

仕事と育児の両立支援＜オンライン／会場同時開催・個別支援付＞セミナー

12月18日(水)14:00～16:50

[https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host\\_seminar.html#20241218](https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html#20241218)

＜伴走型セミナーとは＞

参加企業様のお隣に、ひとりずつ両立支援プランナーが着席します。疑問点や課題などを相談しながら受講することができます。(事前予約制)

＜個別支援セミナーとは＞

セミナー終了後にその場で相談する時間を設けます。(事前予約制)

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

---

【トピック13】「改正育児・介護休業法」の省令・指針を公布、公示しました  
令和7年4月、10月に段階的に施行されます

---

今年5月に改正した「育児・介護休業法」の令和7年4月1日および10月1日施行分の省令、指針を公布、告示しました。企業の皆さまは、就業規則等の見直しをお願いします。  
詳細は、厚生労働省ウェブサイト等でご確認ください。

改正のポイントは以下のとおりです。

■令和7年4月1日施行(全企業対象)

- ・所定労働時間の制限(残業免除)の対象を小学校就学前の子を養育する労働者に拡大
  - ・3歳に満たない子を養育する労働者の育児のためのテレワーク導入を努力義務化
  - ・子の看護休暇の見直し(対象範囲を小学校3年生修了までに拡大、継続雇用6か月未満の労働者を労使協定の締結により除外する規定を撤廃)
  - ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置を事業主に義務付け
- ※子の看護休暇の取得事由の追加、個別の周知・意向確認の方法や周知事項等を省令で決めました。

■令和7年10月1日施行(全企業対象)

- ・柔軟な働き方を実現するための措置等を事業主に義務付け
- ※措置の具体的内容、措置の個別周知・意向確認の方法等を省令で決めました。
- ・妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮を事業主に義務付け
- ※個別の意向聴取の時期・内容や配慮の例等を省令で決めました。

■令和7年4月1日(従業員300人超企業対象)

- ・育児休業等の取得状況の公表義務を、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡大(現行では1,000人超の事業主が公表義務の対象)

また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、仕事と育児・介護両立支援制度等に関する相談窓口の設置や説明会の開催を予定していますので、ぜひご活用ください。

■都道府県労働局における仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口、改正育児・介護休業法等説明会開催について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/00001.html)

■厚生労働省ウェブサイト

- ・育児・介護休業法について
- ※省令・指針の内容を踏まえたリーフレットや、就業規則等の見直しの参考としていただける資料を順次掲載予定です。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

---

【トピック14】人事担当者・キャリアコンサルタントの皆さまへ  
「ポータブルスキル見える化ツール」を提供しています

---

厚生労働省では、企業の人事担当者やキャリアコンサルタントの皆さまに向け、相談支援をより効果的に行うための「ポータブルスキル見える化ツール」を開発し、job tag(職業情報提供サイト)に掲載しています。

このツールは、特にミドルシニア層のホワイトカラー職種の方を対象にポータブルスキル(論理的思考力やコミュニケーション能力など、業種や職種が変わっても持ち運びが可能な汎用的スキル)を測定し、それに基づいて適した職務や職位を提示するものです。

また、このツールを活用するためのマニュアルや映像教材も、厚生労働省ウェブサイトに公開しております。ぜひご活用ください。

【「ポータブルスキル見える化ツール」はこちら】

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/VocationalAbilityDiagnosticTool/Step1>

【活用教材掲載ページはこちら】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23112.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23112.html)

---

【トピック15】「グッドキャリア企業アワード 2024」シンポジウムを開催します

---

「グッドキャリア企業アワード」とは、従業員の自律的なキャリア形成支援について他の模範となる取り組みを行っている企業等を表彰する厚生労働省の施策です。取り組みの理念や内容、具体的な効果等を広く発信、普及することで、キャリア形成支援の重要性を社会に広め、定着を期すことを目的として行っています。

今年は、11月27日(水)に「グッドキャリア企業アワード 2024」シンポジウムを開催。表彰式、審査総評、基調講演、パネルディスカッションを行います。ぜひ自社における従業員のキャリア形成支援のご参考にしてください。

学識経験者などで構成する審査委員会が応募企業の取り組み内容を審査し、選定した受賞企業は、近日中にお知らせします。

■「グッドキャリア企業アワード 2024」シンポジウム

・日時:11月27日(水)13:30-16:40

・会場:時事通信ホール(東京都中央区銀座 5-15-8)

・実施方法:会場・ライブ配信同時開催

・定員:350名(会場100名、ライブ配信250名)／事前申込制、先着順

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

・参加費:無料

・お申し込み方法:下記公式サイトをご確認ください

※11月8日(金)から申し込み受け付けを開始します。

【グッドキャリア企業アワード 2024 シンポジウムのご案内はこちら】

グッドキャリアプロジェクト

<https://www.mhlw.go.jp/career-award/>

-----  
【トピック16】国家公務員の高い専門能力と豊富な経験を事業に活かしてみませんか？ 行政プロフェッショナル人材情報提供「官民ジョブサイト」  
-----

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層(45歳以上)に特化した求人サイト「官民ジョブサイト」を運営しています。このサイトに求人を掲載すると、国家公務員(求職者)が閲覧・応募できる仕組みになっています。

■「官民ジョブサイト」の5つの特長

①完全無料

利用開始から採用決定まで、料金は一切かかりません。

②レア人材

他のサービスでは探しにくい特定分野の人材が求職者として登録しています。公務で培った高い専門能力・事務能力を持つ経験豊富な人材を採用いただけます。幅広い業種・地域の人材ニーズにも対応しています。

③安心(利害関係等の確認の仕組み)

求人への応募が国家公務員に固有の規制(利害関係のある企業等への求職活動の禁止)に抵触しないか官民人材交流センターが事前チェックするので、安心して利用できます。

#### ④情報検索

利用登録後、すぐに求職者情報(職務経歴、資格・免許、自己PR等)を検索・閲覧できるようになります。どのような求人を出すか、求職者情報を確認しながら検討できます。

#### ⑤スカウト

求人への応募を待つだけでなく、求職者情報を検索・閲覧して、掲載中の求人に応募して欲しい求職者がいた場合には、求人への応募をお勧めする「スカウト」ができます。

#### 【求人者(事業主)】

- ・全国の企業・団体が登録(約1,600社)
- ・民間企業のほか、国公立の大学、非営利法人、士業事務所など、さまざまな企業・団体にご利用いただいています。

#### 【求職者(登録している国家公務員)】

- ・働きながら転職を希望する職員(一部退職者も含む)が登録(21省庁・約2,800人)
- ・職員の経験分野や役職段階は多様で、専門資格保有者も少なくありません
- ・年齢層は50代後半層が一番多く、約4割

#### 【詳細・利用申し込みはこちら】

官民人材交流センター(内閣府ウェブサイト)

[https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin\\_jigyosya.html](https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_jigyosya.html)

#### 【お問い合わせ】

内閣府官民人材交流センター

TEL:03-6268-7677

【再掲】-----  
【トピック17】建設業・ドライバーなどの時間外労働の上限規制が適用されています「働き方改革」について、PR動画やポータルサイトで情報発信中  
-----

4月から、建設業で働く方、トラック、バス、タクシードライバー、医師の皆さまに時間外労働の

上限規制が適用されています。働き方を変えるためには、仕事を依頼する私たちも変わっていかねばなりません。

厚生労働省は、労働環境を改善するため、業界が抱える課題や、国民の皆さまにもご協力いただきたいことを、「くらし、はたらき、ともにススメ」というかけ声とともに、広く伝える活動をしています。

その活動の一環として、国土交通省と連携の上、俳優の小芝風花さんを起用した PR 動画「はたらきかたススメ」シリーズを作成し、さまざまなメディアで発信しています。

【PR 動画：はたらきかたススメシリーズ】

ショート版(30秒)<https://www.youtube.com/watch?v=lVzm-abWkZY>

ロング版(3分20秒)[https://www.youtube.com/watch?v=H\\_7\\_PLvJuNU](https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU)

トラック編(4分15秒)<https://www.youtube.com/watch?v=6SAGDIifCSUA>

バス編(4分)<https://www.youtube.com/watch?v=8bwHdRwH7fM>

建設業編(2分40秒)<https://www.youtube.com/watch?v=y5PSPVGOA3s>

4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえて「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」をリニューアルしました。厚生労働省は、引き続き国土交通省とも連携し、取引環境や労働時間の改善に努めていきます。

皆さまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【詳細はこちら】

建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

【再掲】-----

【トピック18】今年度の「仕事と育児・介護の両立支援」

全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

-----

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格を持つ専門家が、貴社の実情やニーズを聞いて、個別に支援します。

全国どこでも、訪問またはオンラインにて無料で支援が受けられます。

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブページ無料支援のご案内

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740